明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○学校教育法の一部を改正する法律（四一）　四

〔政　令〕
○公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五二）　三
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一五三）　六

〔条　約〕
○二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（一二）　四

〔省　令〕
○公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令（**総務**四一）　四
○貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（**国土交通**三四）　四

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分～平成二十七年分）を公表する件（**総務**一八四）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分・平成二十七年分～平成二十八年分）を公表する件（**同**一八五）　四
○二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の効力発生に関する件（**外務**一八六）　四
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**厚生労働**二一三）　四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件（**同**二一四）　四
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**同**二一五）　四
○株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準の一部を改正する件（**農林水産**九一四）　四
○平成十七年国土交通省告示第三百五十九号の一部を改正する件（**国土交通**五八八）　四
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（**同**五八九）　四
○運輸審議会件名表に登載された件（**同**五九〇）　四
○水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川を指定する件（**同**五九一）　四
○水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川を指定する件（**同**五九二）　四

〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十九年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　五

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十八年度平成二十九年三月分）（財務省）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇学校教育法の一部を改正する法律（法律第四一号）（文部科学省）

1　専門職大学の制度化

㈠　大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とすることとした。（第八三条の二第一項関係）

㈡　専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとした。（第八三条の二第二項関係）

㈢　専門職大学には、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主な目的とするもの又は獣医学を履修する課程を置くことができないこととした。（第八三条の二第三項関係）

2　専門職大学の課程の区分

㈠　専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分することができることとした。（第八七条の二第一項関係）

㈡　専門職大学の前期課程における教育は、専門職大学の目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるものとした。（第八七条の二第二項関係）

㈢　専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、専門職大学の目的を実現するために行われるものとした。（第八七条の二第三項関係）